

令和4年1月7日付け県公報第276号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年7月22日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業期間
変更前 令和4年1月11日から令和4年5月31日まで
変更後 令和4年1月11日から令和4年7月29日まで
- 4 作業地域
富士市五貫島地内の一部